

令和 6 年度版 はじめての年金 【追補】

雇用保険の基本日額等が令和 6 年 8 月 1 日から変更されたことに伴い、
該当部分が下線のように変更されました。

● 8 頁「受けられる条件」の最下部

- ・賃金が月 376,750 円（令和 7 年 7 月まで）未満